

## ペダル踏み間違い時加速抑制装置について（UN-R175 関係）

### ● 適用範囲

運転者がクラッチ操作を必要としない自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）

### ● 改正概要

- 国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 196 回会合において、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則（第 175 号）」の改訂が採択されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。（要件は別紙参照）

### ● 改正時期（予定）

令和 8 年 1 月上旬

### ● 適用時期（予定）

新 型 車：令和 12 年 9 月

継続生産車：令和 14 年 9 月

- 2022年、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、日本の提案により、日本発の安全技術である「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の検討を開始し、2024年11月の国際基準成立を受け、2025年6月に国内基準（保安基準）を改正・公布。
- この度、更なる安全対策のため、対象車両拡大やクリープ走行時の要件を追加する等の改正提案がWP.29で合意されたことから、国内基準を改正する予定。

## 主な要件

※赤字は、今回の改正により追加される部分

### ○ 急発進抑制に関する要件

障害物（車両、壁、**歩行者**）の手前1.0m及び1.5mでアクセルをフルストロークまで踏み込んだ場合に、次のいずれかであること

【停止状態】

- ・ 障害物に衝突しないこと 又は
- ・ 障害物との衝突時の速度が8km/hを超えず、障害物が無い状態に比べて30%以上速度が低下していること

【クリープ走行状態】

- ・ 障害物に衝突しないこと 又は
- ・ **衝突時点又はそれより前に、加速しない状態になっていること**

### ○ ドライバーへの警報に関する要件

- ・ 視覚警報が必須 等

### ○ 機能の解除条件に関する要件

- ・ 解除中のドライバーへの表示
- ・ 機能の復帰条件 等

## 対象車両

運転者がクラッチ操作を必要としない

乗用車（乗車定員10人未満）  
**貨物車（車両総重量3.5t以下）**

## 適用日

新型車 2030年9月 / 継続生産車 2032年9月

## ＜装置の作動イメージ＞



## ＜試験法の概要＞



：フルストロークまでアクセルを踏み込む

